# 原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関 西 電 力 株 式 会 社 執 行 役 社 長 森 望

高浜発電所第2号機原子炉冷却系統設備配管取替工事 に係る使用前検査申請書の記載内容変更について

平成23年9月6日付け関原発第236号で申請(平成24年1月27日付け関原発第452号、平成28年7月6日付け関原発第208号、2020年3月24日付け関原発第622号、2022年7月1日付け関原発第213号、2022年12月15日付け関原発第543号、2023年3月14日付け関原発第624号及び2023年5月26日付け関原発第85号で申請書の記載内容変更)しました高浜発電所第2号機原子炉冷却系統設備配管取替工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第2号機

使用前検査申請書番号

関原発第236号(平成23年 9月 6日) ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第452号(平成24年 1月27日) ※2

関原発第208号(平成28年 7月 6日)

関原発第622号(2020年 3月24日)

関原発第213号(2022年 7月 1日)

関原発第543号(2022年12月15日)

関原発第624号(2023年 3月14日)

関原発第 85号(2023年 5月26日)

- ※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の 規定に基づいた行為とみなすものとされている。
- ※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。
- 2. 変更の内容及び変更の理由
  - 2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2023年5月26日付け関原発第85号の申請書記載事項

検査を受けようとする工事 の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時(一号) 期日 自 平成23年10月11日 至 2023年 4月11日 場所 高浜発電所 工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時(四号) 期日 未定 場所 高浜発電所 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 未定 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>未定</u>

## (変更後)

(久入区)	
検査を受けようとする工事 の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時(一号) 期日 自 平成23年10月11日 至 2023年 4月11日 場所 高浜発電所 工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時(四号) 期日 2023年 9月 場所 高浜発電所 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 2023年10月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2023年10月

(下線は変更部分)

## 変更理由

検査工程の見直しにともない、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

- 2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書 添付のとおり
- 2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書 変更なし

## <添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

## (変更前)

2023年5月26日付け関原発第85号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

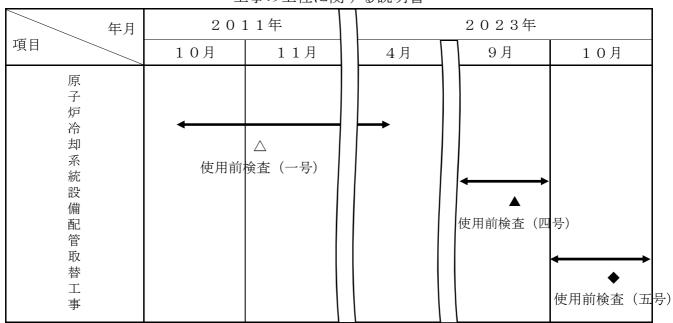
年	月 20	1 1 年	2023年	未定	
項目	10月	11月	4月	<b></b>	
原子炉冷却系統設備配管取替工事	使用前	△ 検査 (一号)		◆ ◆ 使用前検査(四号) ◆ ◆ 使用前検査(五号)	

- △ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏え い検査
- ▲ 機能·性能検査
- ◆ 総合的な性能を確認する検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書



- △ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏え い検査
- ▲ 機能・性能検査
- ◆ 総合的な性能を確認する検査